

平成24年10月17日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

釧路地方裁判所国有財産事務分掌者

釧路地方裁判所長 林 圭 介

釧路地方裁判所帯広支部庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

釧路地方裁判所帯広支部庁舎における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するため、乾式複写機を設置させる前提で釧路地方裁判所帯広支部庁舎の一部の使用許可（有償）をするにあたり、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であることを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

北海道帯広市東8条南9丁目

釧路地方裁判所帯広支部 1階地裁・簡裁書記官室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成24年10月17日（水）から同年10月30日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

釧路地方裁判所事務局会計課管理係

北海道釧路市柏木町4番7号 電話（直通0154-41-4727）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、交付期間内に事前に必要額を問い合わせた上で、返信用切手を送付すること。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成24年11月7日(水)から同年11月13日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送する方法による。

エ 提出部数 4部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参又は送付(FAX送信可)する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成24年10月30日(火)午後5時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、平成24年11月6日(火)までに適宜の方法(郵送又はFAX送信等)により送付する。

- (3) 現場案内を希望する場合は、事前に会計課管理係に電話連絡して日程調整すること。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。